

### 第3 当裁判所の判断

#### 1. 原告夢実と被告インシップとの間に本件合意があったか（乙事件争点1）

(1) 原告夢実は、本件商品の製造についてサンケーヘルスから委託を受けていた平成15年3月及び被告インシップから直接製造を委託されるようになった平成16年4月以降複数回にわたり、被告インシップに対し、本件商品に使用されている原料（イチョウ葉エキス抽出物の部分）としてギンコロン24 Jのみが記載されている原料配合表等の資料を開示しているところ（前提事実(2)イ～エ）、これら資料の記載は本件合意の内容に沿うものである。

また、原告夢実は、平成16年以降、ギンコロン24 J以外のイチョウ葉エキス抽出物も使用して本件商品を製造していたところ、平成30年2月9日、常磐植物から本件商品に使用しているイチョウ葉エキス抽出物について問合せを受け、同月13日頃には常磐植物からギンコロン24 J以外のイチョウ葉エキス抽出物を使用していることを被告インシップに報告するよう求められると、その直後である同月16日製造分から、本件商品に使用するイチョウ葉エキス抽出物をギンコロン24 Jのみとするようになったものであり（前提事実(2)オ、(3)ア、イ）、このことは、被告インシップにギンコロン24 J以外の原料を使用していることを知られないようにするための行動とみること整合的であって、本件合意の存在を裏付けるといえる。

さらに、原告夢実において、被告インシップが本件商品にギンコロン24 J以外のイチョウ葉エキス抽出物が使用されていると知ったことを認識した後は、被告インシップに対し、ギンコロン24 Jが本件商品の正規原料であることを認めて謝罪し、被告インシップの求めに沿う形で、損害賠償として、謝罪文書送付費用、過去の本件商品の原料差額分及び謝罪用商品券費用の積算した1億6000万円余りを支払う旨の文書を交わすことを提案したものであり（前提事実(4)ア～ウ）、このことは、まさに被告インシップとの間に本件合意が存在し、原告夢実においてそれに反することをしたとの認識の下に謝罪をし、損害賠償を申し出たものであるとみることができるのであって、本件合意の存在を極めて強く裏付ける。

以上からすれば、原告夢実と被告インシップの間には、本件商品の原料としてギンコロン24 Jのみ使用するという本件合意が存在したと認められる。なお、原告夢実は、被告インシップから約8億7000万円という損害賠償金の請求を受けた後に、本件合意の存在を否定しているところではあるが（前提事実(4)エ、オ）、これは、被告インシップからの損害賠償請求額が原告夢実の想定範囲を超えるあまりに巨額なものであったためにとった対応であると考えて矛盾はなく、同事実は上記認定を妨げるものではない。

そして、原告夢実がサンケーヘルスから再委託を受けて本件商品を製造している時期である平成15年3月17日に「原材料配合割合を示す資料」（乙5の1）を被告インシップに開示していることからすれば、再委託先であって直接本件商品の製造を担う原告夢実として、契約上サンケーヘルスを通じて納品する本件商品に用いる原料につき、ギンコロン24 Jのみを用いることを約していたと評価することができ、そうすると、遅くとも同日までには、直接の契約関係にない原告夢実と被告インシップの間で、本件商品の原料として使用するイチョウ葉エキス抽出物はギンコロン24 Jのみとすることが約されており、原告夢実と被告インシップが直接取引をするようになった平

成16年4月頃、従前同様の条件で製造することを確認すること（このような確認がされたこと自体は原告夢実も認めている。）によって、改めて本件合意をしたものと認めることができる。

5 (2)ア これに対し、原告夢実及び個人被告らは、「原材料配合割合を示す資料」  
（乙5の1）、「いちょう葉エキス粒（新）」（乙5の2）及び原料配分表（乙  
5の3～6）には、本来、一般名称である「イチョウ葉エキス抽出物」と  
記載すべきところ、誤って固有名詞である「ギンコロン24J」と記載し  
てしまったのであって、これらの資料から本件合意を推認することはでき  
ないと主張する。

10 確かに、乙5号証の1については、本来、原料として一般名称が記載さ  
れるのが正確であるとは認められるが、少なくとも、被告久保田がパソコ  
ンで作成した乙5号証の1に押印した被告金夫においては、その当時、ギ  
ンコロン24Jが固有名詞であることを知っていたと認められる（被告金  
夫本人）。そうすると、誤った記載であったとしても、使用していない原料  
15 を記載したものではなく、本件商品に使用しているイチョウ葉エキス抽出  
物がギンコロン24Jであると表示したことに違いはない。同様に、乙5  
号証の3～6についても、本来、原料として記載されるべきは一般名称で  
あるのが正確であるとは認められるが、これらを作成した被告久保田も、少  
なくとも平成16年4月に被告インシップと直接取引をするようになって  
20 て程なくギンコロン24Jが一般名称ではなく固有名詞であることを認  
識していたというのであって（被告久保田本人）、にもかかわらず、その後  
に作成された分（乙5の4～6）についても、原料はギンコロン24Jで  
あると表示しているのであって、誤って使用していない原料を記載したわ  
けでないことは乙5号証の1と同様である。同年9月に作成された乙5号  
証の2については、一般名称及び商品名の双方を書く欄が設けられている  
25 が、被告久保田は、そのいずれにもギンコロン24Jと表示していること

ろである。

以上からすれば、この点に関する原告夢実及び個人被告らの主張は採用  
することができない。

イ 原告夢実及び個人被告らは、原告夢実が常磐植物からギンコロン24 J  
のみならずギンコロン24も購入していたこと、購入するギンコロン24  
J及びギンコロン24は平成25年頃から大きく減少していたことから、  
常磐植物は原告夢実がギンコロン24や他のメーカーから購入したイチョ  
ウ葉エキス抽出物を用いて本件商品を製造していたことを知っていたはず  
であり、このことから本件合意は存在しなかったと主張する。

しかしながら、本件合意の当事者ではない常磐植物の認識により、本件  
合意の有無の判断が左右されるものではない以上、この点に関する原告夢  
実及び個人被告らの主張も採用することができない。

ウ 原告夢実及び個人被告らは、被告インシップへの謝罪及び損害賠償の提  
案をしたことについて、クレームに対してはまず謝罪することが食品業界  
の鉄則であり、当初円満解決を目指したこともあって、とりあえず伸二郎  
の不满を解消すべく謝罪しただけであると主張する。

しかしながら、被告岡田は、伸二郎に対し、平成30年5月16日、本  
件合意違反を認めるのみならず、指定と異なる原料メーカーから安く原料  
を仕入れて原告夢実として利益を出そうとしていたとまで述べ（乙91の  
1、前提事実(4)イ）、同月27日には、謝罪するメールの中で、原告夢実の  
代表取締役の交代や役員改選にまで言及したほか、被告金夫は、同年6月  
1日、損害賠償金として1億610.0万円を支払うことを内容とする覚書  
案を添付したメールを送信している（前提事実(4)ウ）。仮に、原告夢実が主  
張するような業界慣行があったとしても、自社の利益を図るためという悪  
質な動機を持った故意による違反行為に及んだとまで認める必要はないし、  
自社に責任がないのであれば、代表取締役の交代や役員改選に言及したり、

1億6100万円もの高額な損害賠償を申し出たりするとは通常考えられない。

この点について、原告夢実及び個人被告らは、当初、合意書面等がなかったため本件合意が存在しないことを説明するのは困難だと思い、協議による円満解決を目指して謝罪及び損害賠償の提案をしたと主張するが、被告岡田は、同年5月27日に伸二郎に宛てたメールにおいて、被告インシ  
ップへの損害賠償を行えば、原告夢実の「存続自体が厳しい（補償額、時期によっては破綻）と思います。」との認識を示した上で、その後、原告夢  
実として1億6100万円の損害賠償を申し出ていること（乙95の2、  
前提事実(4)ウ）、原告夢実の平成30年6月30日を期末とする事業年度の  
営業利益は1500万円程度であったこと（被告岡田本人）からすれば、  
原告夢実は、自らに落ち度がないにもかかわらず、会社の存続が危ぶまれる  
ような巨額の損害賠償を提案したことになるのであって、そのような対応  
はあまりに不自然であって、合理性に欠ける。

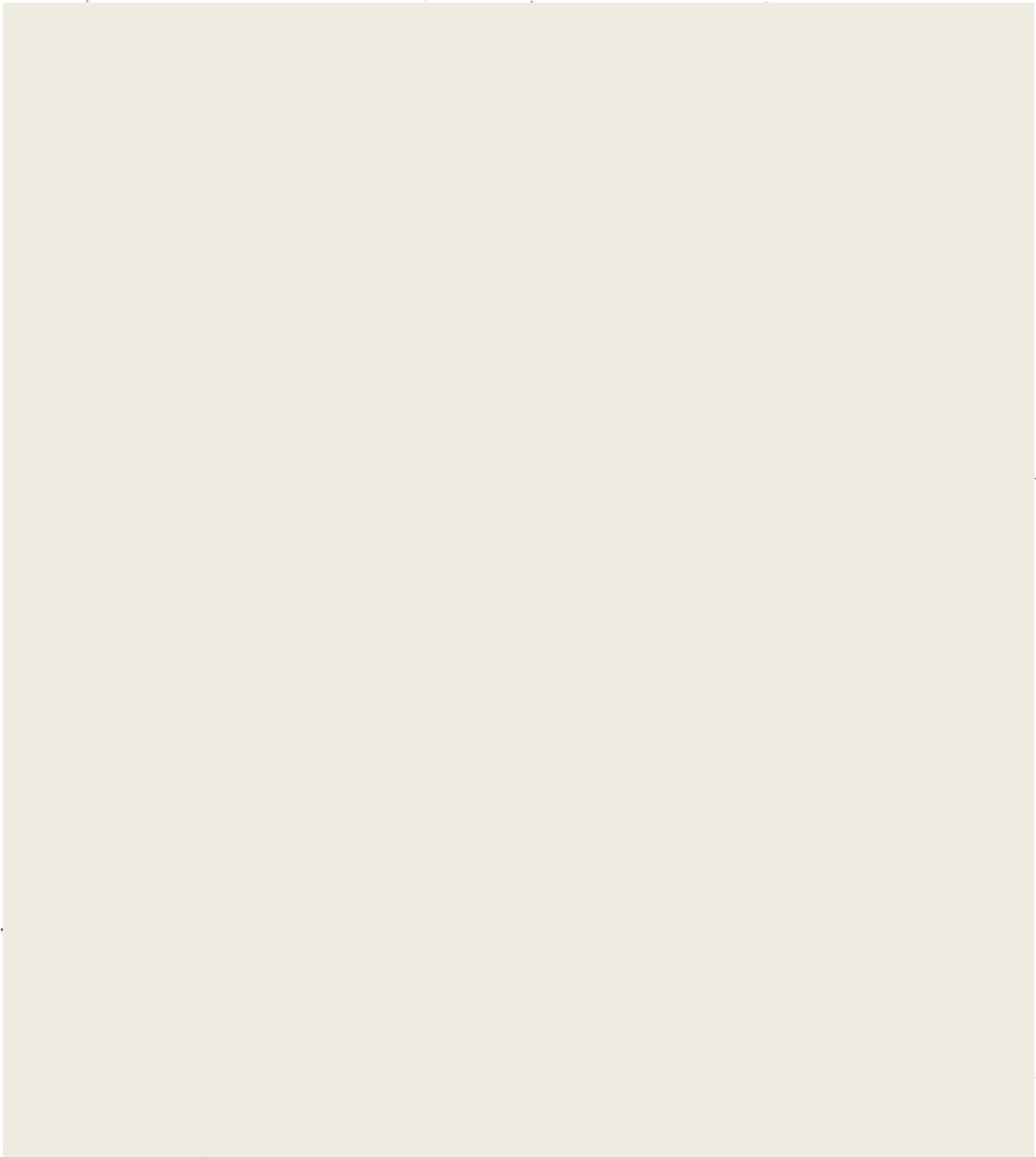
以上からすれば、この点に関する原告夢実及び個人被告らの主張も採用  
することができない。

エ 原告夢実及び個人被告らは、本件商品のパッケージに「国産」又は「原料原産地 日本」との記載がないことから、被告インシ  
ップは原料の原産地を重視していなかったとか、ギンコロ24J、ギンコロ24及びイ  
チョウ葉エキス末は全て同じ品質であるとか、原料メーカー及び原料製品  
名を固定する合意は製造受託業者に多大なリスクを負わせるものであること  
から、本件合意自体が非合理的であるなどと主張するが、いずれも本件  
合意の存在に関する上記判断を左右するものではない。

また、原告夢実及び個人被告らは、本件合意の成立時期についての被告  
インシ  
ップの主張が変遷していると指摘するが、本件合意の成立時期につ  
いての被告インシ  
ップの主張は、遅くとも平成15年3月17日頃という

点では一貫しており、原告夢実の指摘は当たらない。なお、謙二郎は、遅くとも平成14年4月頃に合意したと供述しているが（証人謙二郎）、合意時期を遡らせる内容であって、被告インシップの上記主張と矛盾するものではない。

- 5 (3) 以上のとおりであって、原告夢実と被告インシップの間には本件合意があったと認められる。



10

15

20

25